

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年7月22日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年7月4日農林水産省告示第1085号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
鈴木亮一	浜松市天竜区龍山町大嶺字中谷 656	浜松市役所
富永健治	浜松市天竜区龍山町瀬尻字モロクホヲ 1143 の1	浜松市役所
有限責任熊切信用組合	浜松市天竜区春野町砂川字川向 572	浜松市役所
村松克俊	浜松市天竜区春野町大時字白倉 6 の1	浜松市役所
村松栄嗣	浜松市天竜区春野町大時字白倉 573	浜松市役所
村松壽子	浜松市天竜区春野町大時字白倉 573	浜松市役所